

不服申立て事案答申第 279 号

不服申立て事案諮問第 299 号

件名：警察官が撮影した写真の不開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の開示請求について、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 5 月 7 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 6 月 21 日付けで行った不開示決定について、開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 5 月 7 日、審査請求人は愛知県 A 警察署（以下「A 警察署」という。）において、A 警察署の警察官が審査請求人の所有する敷地内で撮影した写真の開示を求める請求書を提出したことから、処分庁は、これを受理した。

なお、当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は、「私は令和 5 年 10 月 14 日特定住所において、A 警察署地域課 B、C 氏とあいました。その時、警察官は私の所有する畑の中で（特定住所）数枚写真撮影を行いました。その写真の開示を求めます。」と記載されている。

(イ) 決定する期間の延長

本件開示請求を受理した処分庁は、法第 83 条第 2 項の規定により、開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要するため、期間内に開

示決定をすることができないと判断し、延長後の決定期間を令和 6 年 6 月 21 日までとすることとし、決定期間延長通知書により審査請求人に通知した。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件保有個人情報、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定される不開示情報である犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当すると認め、保有個人情報不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件開示請求の対象となる保有個人情報は、審査請求人を被疑者として取り扱う場合が生じた際、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）違反被疑事件の犯罪立証上重要な証拠となり得る情報になる。

よって、これを開示するとすれば、今後審査請求人から事情聴取を行う場合が生じた際、その応答等に影響を与えるおそれがある。

したがって、当該保有個人情報は、法第 78 条第 1 項第 5 号に規定される不開示情報である犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められたため、当該保有個人情報の開示をしない旨の決定を行ったものである。

(イ) 本件処分は、対象保有個人情報が法第 78 条第 1 項第 5 号に規定される不開示情報に該当するため不開示としたものであり、法律の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、「開示しないこととした理由は、なにもない。」と主張しているが、本件処分は（1）のとおり理由があつて決定した法律の規定に基づく適正な処分であり、審査請求人の主張には理由がなく失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法律の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、A 警察署の警察官が審査請求人の所有する敷地内で撮影した写真である。

(2) 法第 78 条第 1 項第 5 号該当性について

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件保有個人情報
は、法律で禁止されている廃棄物の焼却をしている現場の写真であり、廃
棄物処理法違反事件の立証上重要な証拠となり得るものとのことである。

また、審査請求人は、現場の写真撮影が行われたことは知っているものの、
写真の内容の詳細は把握しておらず、本件保有個人情報を開示したとすれ
ば、証拠の収集や保全に影響を及ぼす可能性があり、そうなれば、事件の
立証が困難となるとのことである。

当審議会において処分庁に確認したところ、今回の行為自体は廃棄物処
理法違反被疑事件にて立件される可能性があるものの、現時点では立件さ
れていない状態とのことである。

もっとも、廃棄物処理法の公訴時効までに新たな事情が判明した場合に
は、立件する可能性があるとのことである。さらに、立件する場合には、
本件保有個人情報である写真を捜査書類に移すことがあるとのことである。

当審議会において検討したところ、本件については公訴時効前であり、
今後本件保有個人情報を捜査書類として扱うことになる可能性があること
から、本件保有個人情報を開示することになれば、捜査に影響を及ぼすお
それがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、本件保有個人情報は、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものでは
ない。

(4) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

私は令和 5 年 10 月 14 日特定住所において、A 警察署地域課 B、C 氏とあいま
した。その時、警察官は私の所有する畑の中で（特定住所）数枚写真撮影を行
いました。その写真の開示を求めます。

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 9 . 2 0	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 6 . 1 6 (第 250 回審議会)	審議
7 . 7 . 1 4 (第 251 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 8 . 2 1 (第 252 回審議会)	審議
7 . 9 . 2 9	答申